

第9章 昭和34年意匠法の時代

第1節 昭和40年代の動向

昭和30年代後半から日本の経済成長は著しく、昭和40年代前半にはその規模が拡大し、昭和41年度国民総生産（GNP）は世界第3位、翌昭和42年度は第2位となる程であった。

その間、資本の自由化、及び技術導入の自由化を迎え、企業は体質を強化して産業の国際化に対処し、我国も本格的に世界経済を荷う一員として世界の仲間入りをする事となった。

産業意匠の分野すなわちデザイン界は、昭和30年代に入り、その啓蒙運動も浸透して、昭和35年には先進的なデザイナーによって世界デザイン会議が開催されるまでになり、一方経済の成長につれて消費財の普及が急速に進み、いわゆる大量生産、大量消費時代を迎える。企業もこの大衆化時代に適合すべく、技術の開発もさることながら、デザイン部門の充実を計り、企業におけるデザイン活動の向上に努めた。その結果、昭和40年前後を境として日本の製品が海外で模倣されるケースが頻発するようになった。

しかし、産業が発展し経済の拡大が進行するといわゆる公害問題が発生し、デザインにも商業中心主義的傾向への反省が求められるようになり、量から質への転換が課題となってきた。

昭和44年通商産業省は「新通商政策の基本的方向」を発表、財物中心の生産第一主義、輸出貿易主義から国民生活の質的充実へ大きく転換する。折しも、昭和45年「人類の進歩と調和」をテーマに戦前から懸案の日本万国博覧会が開催され、その成果は広く国民にアピールし、デザイン活動の上でもこの大事業に参画した各業種別の技術者及びデザイナーが横断的な協同的作業を行う機会を得た。これはその後のデザイン活動の進展にとって貴重な経験であった。

このような時代になると、デザイン活動の対象も消費財から生産財まで拡大し、デザインがその内容において広く人間生活の環境を形成する上で重要なファクターとしてクローズアップされ、多面的に研究の対象となってくる。企業及び公共団体が要請する多種多様なデザインのテーマを、その初期の段階から最終段階に至るまで異なる広い視野をもって、求められる条件を満すべく最適性計画を得るためにシステマティックなデザインの開発手法の可能性について組織的に研究し始めたのがこの期からといえる。

一方、昭和35年施行された意匠法は、その後、実質的な改正は行われていない。ただ、特許法等の改正に伴って若干の手直しを行ったにすぎない。しかし、意匠登録出願の推移において、昭和40年代前半には前期につづき全体の出願の増加がみられたうえ、耐久消費財にかかる意匠や、住宅などの産業化進行に伴う部材、部品等これまでと異なる分野の意匠の出願が増加するなどの新しい傾向が認められるようになった。そこでこのような実状に即して、昭和43年には意匠法の円滑な運用を計る上で条文解釈上明らかにしておくべき事項について検討し、これを意匠審査基準として作成公表し、その後逐次詳細な基準作成を続けている。

第2節 昭和50年代の動向

昭和50年代になると我が国の産業・社会を維持発展させるためには、日本の技術力・経済力が国際社会において通用するかどうかという実力が試されるようになる。

この頃日本の産業技術、特に生産技術の水準は、先進国を追い抜き、技術・デザインともに国際レベルに達しようとしていた。^(注1)自動車・カメラ・家電製品は、かつては外国デザインの模倣を指摘されたものであったが、その品質とデザインの優秀性によって、世界各地の消費者に愛用され、その結果貿易摩擦をひき起す程になっていた。

当時、通商産業省が発表した「'80年代の通産政策ビジョン」では産業の創造的な知識集約化は技術開発に支えられており、'80年代は、特にシステム化技術とソフト化技術の発展が期待され、すでに成熟の域に達しているハードウェアの利用技術とか、デザイン、サービスといったソフトウェアの開発によって、より生活に密着した新領域への技術の活用が期待されると述べ、技術開発の重要課題であるソフトウェアの開発の一翼を担うものとして、デザイン開発が位置づけられた。

デザイン開発の主要なねらいは、消費者が求めている、潜在需要を把握し、企業や地域に蓄積された、独自の技術を総合的に活用して他企業、他産地の製品とは一味違う、独自性のある新しい製品を開発することであって、これまでの、使い捨て、資源多消費型の商品に代わり、これからのライフスタイルに望まれる、高い経済性を備えた耐久性と安全性の保証されている高機能、高品質の商品を開発することとなった。一方、欧米先進国の洗練された超一級品の魅力が一層普及浸透し、個性的な消費生活が定着することも予想され、個性化、高級化といった、新しい消費ニーズに焦点を当てたデザイン開発へと移っていった。

第3節 意匠行政の対応と課題

40年代から50年代を通して意匠出願は激増し、これに加えて世界公知制を採る我が国は、内外の公知資料を集収し審査資料としているが、これらの資料の累増と合せて審査の遅延という状態をもたらした。

また、出願される物品の多様化も激しく、物品の複合化、多用途化、細分化が進み、旧来の施行規則別表及び意匠分類では対応できなくなった。

そこで昭和57年11月17日付で意匠法施行規則別表を改正し、意匠分類表も昭和58年1月17日より改正した。同時に意匠公報に付す分類も審査ファイルと同じフル分類を付すこととし、需要者への検索の便宜をはかるとともに、新分類にもとづき審査資料の再編成を行った。

つづいて、今日の情報化社会の種々の課題に対処するため、工業所有権行政の総合的コンピュータ化を図るペーパーレス計画を昭和59年度から10ヶ年計画でスタートさせ、意匠部門としては意匠分類Dタームの開発と付与を行っている。また情報問題については、公報発行形態の検討、新しい情報

(注1) 昭和40年代後半には、我国のデザイン水準も向上し、実質的に国際レベルでの会合も開催されるなど、広く一般企業のデザイン活動が活発化するようになる。一方、第二次世界大戦をはさんで工芸界、デザイン界での主導的役割をはたした国家機関「産業工芸指導所」が昭和44年製品化学研究所として改組し、昭和49年になると機関誌「工芸ニュース」も休刊となる。その終刊号において、前年に開催された第8回世界インダストリアルデザイン会議（ICSID総会）、題して「ICSID'73 KYOTO」を特集したが、これらの推移は我国のこれまでの工芸及びデザイン活動の転換を意味するものであった。

加工方法の開発、公報閲覧体制の検討、民間情報提供機関の育成を行った。

また、法制上の対応では無効審判請求に関し外国での刊行物による公知を理由とする請求には登録の日から5年を経過した後は請求することができないという、いわゆる除斥期間（意匠法第69条）の規定を廃止した（昭和62年6月1日施行）。

これは、各国間の情報手段が整備され、外国の情報が容易に入手可能になったため、もはや内外国で差をつける必要が無くなったことと、外国企業が自国の公知文献を根拠に無効審判を請求する上で不利であるという点を解消するのが主な理由である。また、欧米の主要国はこのような除斥期間は設けていない。

そのほか、昭和63年1月には早期審査（審理）制度を導入し、権利化について緊急性を要する出願（実施出願）について早期に対応する体制を作った。

しかしこうした対応が、意匠制度に求められているデザイン保護のあり方に十分応えているとは決して言えなかった。

企業のデザイン開発から実施化への期間のスピードアップ、商品のライフサイクルの短縮化、物品およびデザインの類似範囲の錯綜、調査のための意匠資料の未公開の問題等を考えるとき、どれ一つをとってみても、問題解決への道は容易ではない。意匠制度に託された課題は極めて大きく重いものがあった。

第4節 新時代の産業意匠の保護と制度の活性化をめざして

意匠制度が創設されてから百年を経過した。その前半は約10年毎に3回の法改正がなされ、大正10年法へと引継がれているが、その後同法の時代が第二次世界大戦をはさんで約39年間続き、その後昭和34年法が29年間施行されている。大正10年法は第二次世界大戦による施行停止を含む、その前後の約15年間の混乱期（低滞期）を含むから、実質的には昭和34年法は最も長期間にわたって施行され、運用されてきた。

ところで意匠登録制度の活用についてその出願統計を見れば、制度創設以来第二次世界大戦前は昭和初期から増加し、昭和5年に1万件に達する。昭和11年が戦前のピークで、戦後その水準を回復するのは昭和30年となる。その後かつてない増加を示し、昭和49年に5万件台を記録してから略同水準を維持している^(注2)。

この期（昭和初期から）の産業社会の発展の経過はすでにみてきたとおりであるが、意匠独自の問題としてはヨーロッパで起こった各種近代デザイン思潮の導入から始まり、昭和50年代後半に至りポストモダンの傾向があった。^(注3)

そして、さらに新しい時代、すなわち新産業革命といわれる超技術時代を迎え、ハード技術のソフト化からソフト技術の在り方が変わり、その保護につき制度の機能が改めて問われていた。

^(注2) 昭和20年代に海外から相次いだデザインのクレームに対処するため、昭和30年代に入ると、デザイン部門を整える企業が増え、フリーランスのデザイナーも登場し、国内各方面のデザイン・マインドは急速に高まった。意匠登録出願も、この頃から飛躍的に増加の傾向を示し、昭和40年代の高度成長期には、審査能力が出願の伸びに追いつかなくなり、要処理期間は年々伸びて、2年を超えるまでになった。ところが、昭和48年のオイルショックによる成長の停滞は、製品開発の動きにも反映して、意匠登録出願は、その後、減少の傾向へ移った。

安定成長期に入った現在は、昭和40年代のような、急激な出願増は見られなくなったが、年間の出願は5万件台に安定している。

^(注3) 『特許ニュース』63. 1. 5日号28頁「学びの時代から日本の香りへ」のうち坂下発言

百年前、意匠制度は「知的財産」を対象とし、権利主義を採用しながら、すでに創設されていた専売特許条例等と異なる制度をも導入して創設された。^(注4) このとき「意匠（英語デザイン）」とは「工業上ノ物品ニ應用スヘキ考案即チ各種ノ形状模様等ニシテ工業ト相須テ離ルヘカラサルモノ」（農商務省案に付された理由書）であると認識され、その内容について意匠とは「専ラ工業上ノ物品ニ應用スヘキ風韻上ノ考案」（農商務省案に付された逐条説明）と説明されていた。

また、大正10年法施行後約10年を経た、意匠制度史上の中間地点にあたる昭和3年に法改正作業が行われており、法改正は未完に終わったが改正作業において「意匠の意義」について特に審議を重ね、隣接法との関係等において意見を徴しているが、その中で「美」ノ觀念ト「實用」ノ觀念トハ相異ナリシモノナルモ近代ニ於テハ或程度ニ合致スル範圍ヲ生シ「美」即「實用」ノ部分ヲ生シタリ〔・・・〕現在ニ於テハ吾人ノ文化的生活上必要缺クヘカラサルモノト成レルナリ」と述べ、「文化ノ進ムニ從ヒ生活上ノ實用品ニ趣味的美的要素ヲ加味スルコトハ人類ノ生活上必然ノ要求トナレリ此ノ實用品ノ趣味化ハ即趣味又ハ美ノ實用化ニ外ナラス意匠法ノ意匠ハ此ノ趣味又ハ美ノ實用化ノ中視覺ニ基クモノヲ捕ヘタルモノナリ」と理解した。この視点はすでに百年後の産業形態の下での意匠の意義を見とおしたものとなっていた。

先進国において起っている変化は、経済のソフト化に対応して知的所有権の保護強化、すなわち知的所有権の対象範囲の拡大と保護水準の強化であった。

産業構造の変化は第三次産業（とくにサービス業）を発展させているが、その最大の要因は情報化の進展である。こうした情報化社会が生み出す新たな知識・情報サービス生産部門という業種は未だ漠然とした形態をとっておりとらえどころのないものであるが、アメリカではこの分野の組織化、明確化のため、知的所有権の保護の強化を急ピッチで進めていた。^(注5)

それは一面ではこれまでの知的所有権のより一層の具体化であり、対象範囲の拡大である。^(注6)

日本のデザイン部門に限ってみてもその変化は著しく、「産業の発達や技術の進歩、とくにエレクトロニクスの発展とともに、デザイン革命が起っている」^(注7) という基本認識から、「現在は、制度の運用の問題とそれを利用する問題との間で若干不協和音が出てきて、高いトーンになってきているのではないか。エレクトロニクスがもたらす多機能の問題とか、複合化の問題とか、システム化の問題などが、現行制度の問題として考えていかないといけないことだと思うんです。」^(注8) という問題意識さえ生まれていた。

まさに昭和3年の検討によって指摘された広範な「美の実用化」現象といえる。このように情報化社会が生み出したソフト産業、サービス産業の発展とそれに伴うデザイン活動の革命的变化は、そこに生じる知的資産・独創性についての保護を求めて、「知的所有権」の新たな位置づけと役割を要請していた。

一方、従来ベースの意匠保護制度にあらわれた問題点も具体的な対応を迫っていた。審査の遅延の関連では、調査によると、登録意匠の実施に関しては実にその75%が一年以上前に実施している。い

(注4) 「先願主義」「職務創作の規定」「新規性喪失の例外規程にあたる取扱い」は意匠条例独自のものであった。

(注5) この項については中山信弘ほか著『知的所有権』（日刊工業新聞社 昭和62年）日刊工業新聞特別取材班『新「前川リポート」が示す道』（につかん書房 昭和62年）を参照した。

(注6) 「それらを列挙すれば、トレード・シークレット保護のための法律家団体による統一営業秘密コードの作成（1979年）、著作権法改正によるコンピュータ・プログラムの著作権による保護（1980年）、編集著作物としてのデータベースの著作権法による保護（同）、半導体チップ法の施行（同）、植物新品種・微生物の特許法による保護の開始、などかそれである。」（前掲『知的所有権』91頁）

(注7) 前掲『特許ニュース』（昭63.1.5）50頁 坂下発言

(注8) 前掲『特許ニュース』（昭63.1.5）50頁 坂下発言

いかえれば、登録意匠の75%は一年間無保護状態に置かれていたわけで、さらに46%の意匠は二年間無保護状態に置かれていたことを示している。(注9)

また保護範囲(形態)に関し、手続形式による一意匠一出願という制度については、回答企業の60%が、改正を希望している。(注10) その内容はいずれも保護範囲の拡大、もしくは一出願による意匠の内容の拡大に関するもので、上に述べてきた新しい時代の動きと符合するものばかりであった。

意匠制度の第二世紀の出発は、こうした傾向及び要望をどれだけ受けとめられるかにかかっていたといっても過言ではないであろう。

(注9) 登録意匠の実施開始時期

	件数	比率
2年前	147件	46.1%
2年～1年前	91件	28.5%
1年～6ヶ月前	24件	7.5%
6ヶ月～設定日前	16件	5.0%
設定日～6ヶ月後	20件	6.3%
6ヶ月後～1年後	5件	1.6%
1年後～2年後	8件	2.5%
2年以後	8件	2.5%
合計	319件	100.0%

(注10) 一意匠一出願制度についての意見

	意見	回答企業数
1	現行のままでよい。	18社
2 改正 の 方 向 で 検 討	a 一意匠の概念を広くする。	6社
	b システムデザインを一意匠として認める。	10社
	c 部品完成品を含めて一出願とする。	2社
	d 類似意匠を一出願に含める。	4社
	e 物品の区分を廃止し、権限を全ての物品に及ぼせる。	5社